

建築物の用途制限の概要
(特別用途地区条例・地区計画条例)
栃木市都市建設部建築指導課 令和6年12月24日現在

※本表は、建築基準法別表第2「栃木県環境沿道サービス特別用途地区建築条例」別表および「栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。詳細については建築基準法および各条例によります。

※卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等も、都市計画区域内においては都市計画決定が必要となり、別に規定があります。

[illegible]

- | | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>第130条の5の3で定める店舗・飲食店等、2階以下に限る。</p> <p>2 2階以下かつ床面積 300㎡以下に限る。</p> <p>3 物販売売場を含む店舗・飲食店を除く。</p> <p>4 床面積 3,000㎡以下に限る。</p> <p>5 床面積 10,000㎡以下に限る。</p> <p>6 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積 200㎡未満に限る。</p> <p>7 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積 10,000㎡以下に限る。</p> <p>8 延べ面積 500㎡以下に限る。</p> <p>9 4階以下に限る。</p> <p>10 延べ面積 600㎡以下に限る。</p> <p>11 2階以下かつ床面積 1,500㎡以下に限る。</p> | <p>12 2階以下かつ床面積 300㎡以下に限る。</p> <p>13 建築物の延べ面積の1/2以下かつ 600㎡以下、1階以下に限る。</p> <p>14 建築物の延べ面積の1/2以下かつ 3,000㎡以下、2階以下に限る。</p> <p>15 建築物の延べ面積の1/2以下かつ2階以下に限る。</p> <p>16 床面積 15㎡以下に限る。</p> <p>17 自家販売の用途で、2階以下に限る。</p> <p>18 作業場の床面積 50㎡以下に限る。 ※添動機・作業内容の制限あり。</p> <p>19 作業場の床面積 150㎡以下に限る。 ※添動機・作業内容の制限あり。</p> <p>20 作業場の床面積 50㎡以下に限る。 ※添動機の制限あり。</p> <p>21 作業場の床面積 150㎡以下に限る。 ※添動機の制限あり。</p> <p>22 作業場の床面積 300㎡以下に限る。 ※添動機の制限あり。</p> | <p>A) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等を除く。</p> <p>B) 別表第2(ホ)項第3号(ただし(六)を除く。)で定めるものを除く。</p> <p>C) 当該用途は2階以上に限る。</p> <p>D) 敷地が都市計画道路 3-4-205号栃木駅南口線に接する場合は除く。</p> <p>E) 敷地が都市計画道路 3-4-205号栃木駅南口線に接する場合は、当該用途は2階以上に限る。</p> <p>F) 遊技場(カラオケボックス、麻雀室、パチンコ屋、射的場等を含む)、賭博投票券売所、場外券売場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等を除く。</p> <p>G) 地区内で製造された工場製品の販売店舗に限る。</p> <p>H) 共同住宅、下宿を除く。</p> <p>I) 物販売売店、飲食店(主たる建築物に附属する店舗を除く)を除く。</p> <p>J) 地域内で製造された工場製品の販売を行うもの、床面積が500㎡以下の店舗に限る。</p> <p>K) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を保管するものを除く。</p> <p>L) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理するものを除く。</p> <p>M) (1)日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食料店又は喫茶店で床面積の合計が500㎡以下に限る。
(2)物販売売店(専ら性的好奇心をそそぐ写真等の物品販売を行うものを除く。)又は飲食店で床面積の合計が500㎡以下に限る。</p> <p>N) 別表第2(ニ)項第2号に掲げられるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。</p> | <p>O) 物販売売店、飲食店等、床面積 5,000㎡以下に限る。</p> <p>P) 物販売売店、飲食店等、床面積 8,000㎡以下に限る。</p> <p>Q) 麻雀室、パチンコ屋、射的場、賭博投票券売所、場外券売場等を除く。</p> <p>R) 物販売売店、飲食店等、床面積 8,000㎡以下に限る。</p> <p>Y) (1)日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食料店又は喫茶店で床面積の合計が200㎡以下に限る。
(2)物販売売店(専ら性的好奇心をそそぐ写真等の物品販売を行うものを除く。)又は飲食店で床面積の合計が200㎡以下に限る。
(3)洋服店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を含む店舗で床面積の合計が200㎡以下かつ作業場の床面積の合計が50㎡以下に限る。(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下に限る。)</p> <p>(1)店舗については、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡以下
(2)飲食店については、床面積が1,000㎡以下
S) 一戸建ての住宅に限る。
T) 一戸建てのものに限る。
U) 巡回派出所に限る。
V) 令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。
W) 令第130条の5の2で定める用途で 床面積 200㎡以下に限る。
X) 住宅で、四号の森とちぎ8地区に建築可能な建築物に併せて建築されるものに限る。
(兼ねる用途で床面積の制限があるものは、床面積の合計が、その面積以内のものに限る。)</p> | <p>12 2階以下</p> <p>13 建築物の1階</p> <p>14 建築物の1階</p> <p>15 建築物の1階</p> <p>16 床面積 15㎡</p> <p>17 自家販売の用途</p> <p>18 作業場の1階</p> <p>19 作業場の1階</p> <p>20 作業場の1階</p> <p>21 作業場の1階</p> <p>22 作業場の1階</p> |
|--|---|---|---|--|

建築物の用途制限の概要
(特別用途地区条例・地区計画条例)
栃木市都市建設部建築指導課 令和6年12月24日現在

建築基準法 別表第2			凡例 ○ 建てられる用途 × 法第48条 ×× 法第48条の2（地区計画）により原則として建てられない用途 ××× 法第49条（特別用途地区）により原則として建てられない用途 1)～22) 用途、面積、階数などの制限あり A)～B) 用途、面積、階数などの制限あり	都賀インター チェンジ北 ※開発許可要	静戸中央西 ※開発許可要	静戸中央東 ※開発許可要
分類	項	番号		全 市街化 調整区域	全 市街化 調整区域	全 市街化 調整区域
住居等	い	一	住宅	×	×	×
	い	二	令第130条の3で定める兼用住宅等で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	×	×	×
	い	三	共同住宅、寄宿舍、下宿	×	×	×
店舗等	ろ	二	店舗・飲食店等で、床面積が 150㎡以下のもの	×	×	×
	は	五	店舗・飲食店等で、床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの	×	×	×
	ハ	八	店舗・飲食店等で、床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの	×	×	×
	ほ	四	店舗・飲食店等で、床面積が 1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの	×	×	×
	ヘ	六	店舗・飲食店等で、床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×
			店舗・飲食店等で、床面積が 10,000㎡を超えるもの	×	×	×
事務所等	に	ハ	事務所 等で、床面積が 1,500㎡以下のもの	b)	○	○
	ほ	四	事務所 等で、床面積が 1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの	b)	○	○
			事務所 等で、床面積が 3,000㎡を超えるもの	b)	○	○
	に	四	ホテル、旅館	×	×	×
遊戯施設・風俗施設	に	三	ボーリング場、スケート場、水泳場等	×	×	×
	ほ	三	カラオケボックス等	×	×	×
	ほ	二	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	×	×	×
	へ	三	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×
	り	二	キャバレー、料理店等	×	×	×
	り	三	個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	×
大規模施設	と	六	大規模集客施設（店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の複合施設）で延べ面積の合計が 10,000㎡を超えるもの（劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の用途に供する部分あっては、客席の部分に限る）	×	×	×
医療施設・公共施設・学校等	い	ハ	診療所	×	×	×
	は	三	病院	×	×	×
	い	六	老人ホーム、福祉ホーム等	×	×	×
	い	九	巡回派出所、公衆電話所等	×	×	×
	い	九	令第130条の4で定める郵便の業務の用に供する施設	×	×	×
	は	四	老人福祉センター、児童厚生施設等	×	×	×
	い	四	図書館等	×	×	×
	わ	六	博物館等	×	×	×
	い	五	神社、寺院、教会等	×	×	×
	い	七	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場等を除く。）	×	×	×
	い	六	保育所等	×	×	×
	を	五	幼保連携型認定こども園	×	×	×
	い	四	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	×	×	×
	は	二	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	×
	に	五	自動車教習所	×	×	×
工場・倉庫等	は	六	自動車車庫（主たる建築物に附属するものを除く。）	×	○	○
	い	十	建築物附属自動車車庫 ※一団地の敷地内について別に制限あり。	○	○	○
			自家用倉庫	z)	z)	z)
	へ	五	倉庫業を営む倉庫	z)	z)	z)
	に	六	画倉等	×	×	×
	に	二	令第130条の6で定める工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機の出力の合計が0.75kw以下のもの。	○	○	×
	へ	二	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	×
	と	一	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	×
	め	一	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	×
	る	一	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×
	と	二	自動車修理工場	○	○	×
			火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	○	○	×
	と	四	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	○	○	×
	ぬ	四	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	○	○	×
	る	二	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×

- 1) 令第130条の5の3で定める店舗・飲食店等で、2階以下に限る。

2) 2階以下に限る。

3) 物品販売業を営む店舗、飲食店を除く。

4) 床面積 3,000㎡以下に限る。

5) 床面積 10,000㎡以下に限る。

6) 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積 200㎡未満に限る。

7) 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積 10,000㎡以下に限る。

8) 延べ面積 500㎡以下に限る。

9) 4階以下に限る。

10) 延べ面積 600㎡以下に限る。

11) 2階以下かつ床面積 1,500㎡以下に限る。
- かつ床面積 300㎡以下に限る。

延べ面積の1/2以下かつ 600㎡以下、1階以下に限る。

延べ面積の1/2以下かつ 3,000㎡以下、2階以下に限る。

延べ面積の1/2以下かつ2階以下に限る。

5㎡以下に限る。

ろ用途で、2階以下に限る。

床面積 50㎡以下に限る。 ※原動機・作業内容の制限あり。

床面積 150㎡以下に限る。 ※原動機・作業内容の制限あり。

床面積 50㎡以下に限る。 ※原動機の制限あり。

床面積 150㎡以下に限る。 ※原動機の制限あり。

床面積 300㎡以下に限る。 ※原動機の制限あり。
- A) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブを除く。

B) 法別表第2(ぬ)項第3号（ただし(6)を除く。）で定めるものを除く。

C) 当該用途は2階以上に限る。

D) 敷地が都市計画道路 3・4・205号栃木駅南口線に接する場合を除く。

E) 敷地が都市計画道路 3・4・205号栃木駅南口線に接する場合は、当該用途は2階以上に限る。

F) 遊技場(カラオケボックス、麻雀屋、パチンコ屋、射的場等を含む)、勝馬投票券発売所、場外車券売場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等を除く。

G) 地区内で製造された工場製品の販売店舗に限る。

H) 共同住宅、下宿を除く。

I) 物品販売店舗、飲食店（主たる建築物に附属する店舗を除く）を除く。

J) 地域内で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積が500㎡以下の店舗に限る。

K) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を保管するものを除く。

L) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理するものを除く。

M) (1) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店で床面積の合計が500㎡以下に限る。

N) 法別表第2(る)項第2号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。
- O) 物品販売店舗、飲食店等で、床面積 5,000㎡以下に限る。

P) 物品販売店舗、飲食店等で、床面積 8,000㎡以下に限る。

Q) 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等を除く。

物品販売店舗、飲食店等は、床面積 8,000㎡以下に限る。

R) 令第130条の5の2第1号及び令第130条の5の3第2号に定めるもので、以下のものに限る。

(1) 店舗については、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡以下

(2) 飲食店については、床面積が1,000㎡以下

S) 一戸建ての住宅に限る。

T) 一戸建てのものに限る。

U) 巡回派出所に限る。

V) 令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。

W) 令第130条の5の2で定める用途で 床面積 200㎡以下に限る。

X) 住宅で、四季の森とちぎB地区に建築可能な用途を兼ねるものに限る。

(兼ねる用途で床面積の制限があるものは、床面積の合計が、その面積以内のものに限る。)
- Y) (1) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店で床面積の合計が200㎡以下に限る。

(都市計画道路3・4・1号 栃木藤岡線に面する敷地で、食堂又は喫茶店の用途に供する建築物の床面積についてはこの限りで

(2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗で床面積の合計が200㎡以下に限る。

(3) 洋服店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で床面積の合計が300㎡以下かつ作業場の床面積の合計が50㎡以下に限る。（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下に限る。）

(4) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので床面積の合計が200㎡以下かつ作業場の床面積の合計が50㎡以下に限る。（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下に限る。）

Z) 法別表第2(る)項第2号を除く。

a) 法別表第2(る)項第1号(一)～(二十四)まで及び(二十九)～(三十一)までを除く。

b) 都賀インターチェンジ北地区に建築可能な建築物に併せて建築されるものに限る。